

第81回 定時株主総会招集ご通知

日 時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所

大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号
大阪国際交流センター
大会議室さくら

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目 次

■第81回定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	3
第1号議案 取締役（監査等委員で ある取締役を除く。） 3名選任の件	3
第2号議案 会計監査人選任の件	6
第3号議案 当社株式の大量取得行 為に関する対応策（買 収防衛策）廃止の承認 の件	7
第4号議案 当社とダイヤモンドエ レクトリックホールデ ィングス株式会社との 株式交換契約承認の件	8

【添付書類】

事業報告	22
連結計算書類	50
計算書類	52
監査報告書	54



田淵電機株式会社

証券コード：6624

証券コード：6624
2019年 6 月10日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
田 淵 電 機 株 式 会 社
代表取締役社長 C E O 小野 有理

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号
大阪国際交流センター 大会議室さくら
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第81期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案 会計監査人選任の件

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）廃止の承認の件

第4号議案 当社とダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト上 (<http://www.zbr.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
 - ③株主総会参考書類のうち、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の定款の定め及び同社の最終年度に係る計算書類等の内容
- なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表が含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイト (<http://www.zbr.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）3名全員は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 【再任】	お の ゆう り 小 野 有 理 (1974年11月3日生)	2005年 5 月 ユーリズムコンサルティング代表 2015年 4 月 N S T 株式会社代表取締役社長 2016年 6 月 ダイヤモンド電機株式会社 代表取締役社長 2016年10月 同社代表取締役社長 C E O 2017年 6 月 同社代表取締役社長 C E O 兼 グループ C E O 2018年10月 同社代表取締役社長 C E O（現任） ダイヤモンドエレクトリックホールディ ングス株式会社代表取締役社長 C E O 兼 グループ C E O（現任） 2019年 1 月 当社代表取締役社長 C E O（現任） (重要な兼職の状況) ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会 社代表取締役社長 C E O 兼 グループ C E O ダイヤモンド電機株式会社代表取締役社長 C E O	—
(取締役候補者と当社との特別利害関係)		同氏は当社親会社であるダイヤモンド電機株式会社及び同社の完全親会社である ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の代表取締役であります。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 【再任】	まえ た ま すみ 前 田 真 澄 (1954年7月13日生)	1973年 3 月 ダイヤモンド電機株式会社入社 1995年 2 月 同社取締役 1997年 6 月 同社取締役 電子機器事業部長 1999年 4 月 同社常務取締役 電子機器事業部長 2007年 4 月 同社常務取締役執行役員 営業副本部長 兼 技術副本部長 2008年 4 月 同社常務取締役執行役員 電子機器事業 本部長 2013年 4 月 同社常務取締役執行役員 総務本部長 兼 企画・広報・法務・TQM管掌 2014年 6 月 同社顧問 2016年 6 月 同社専務取締役 2017年 6 月 同社取締役専務執行役員ＣＯＯ（現任） 2018年10月 ダイヤモンドエレクトリックホールディ ングス株式会社取締役専務執行役員 グ ループＣＯＯ（現任） 2019年 1 月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会 社取締役専務執行役員 グループＣＯＯ ダイヤモンド電機株式会社取締役専務執行役員ＣＯＯ 新潟ダイヤモンド電子株式会社 取締役 (取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏は当社親会社であるダイヤモンド電機株式会社及び同社の完全親会社である ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の取締役専務執行役員で あります。	－

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 【再任】	はせがわ じゅん 長 谷 川 純 (1960年4月6日生)	1989年 4 月 日本生命保険相互会社入社 1993年 9 月 産興運輸株式会社入社 1999年 6 月 ミドリ電化株式会社入社 2001年 3 月 ダイヤモンド電機株式会社入社 2008年 4 月 同社総務部長 2014年 4 月 同社管理本部副本部長 兼 総務労安部長 2014年10月 同社監査室長 2016年 6 月 常務取締役 2017年 6 月 同社取締役常務執行役員 国内関係会社及び内部統制担当 2018年 4 月 同社取締役常務執行役員ＣＣＯ及び内部統制担当 2018年 6 月 同社取締役常務執行役員ＣＣＯ及び内部統制担当、安全担当（現任） 2018年10月 ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社取締役常務執行役員 グループＣＣＯ（現任） 2019年 1 月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社取締役常務執行役員 グループＣＣＯ ダイヤモンド電機株式会社取締役常務執行役員ＣＣＯ 内部統制担当、安全担当 新潟ダイヤモンド電子株式会社監査役	—
	（取締役候補者と当社との特別利害関係） 同氏は当社親会社であるダイヤモンド電機株式会社及び同社の完全親会社であるダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の取締役常務執行役員であります。		

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに仰星監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、監査等委員会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数等を考慮し、複数の監査法人を対象として検討してまいりました結果、新たな視点での監査が期待できる点に加えて、会計監査人としての専門性、独立性、規模、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案し、適任と判断したためであります。また、同監査法人は、当社親会社であるダイヤモンド電機株式会社並びにダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社も選任しております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2019年3月31日現在)

名 称	仰星監査法人
事 務 所	<主たる事務所> 東京都千代田区四番町6番地東急番町ビル <従たる事務所> 大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号名古屋クロスコートタワー 石川県金沢市兼六元町11番25号
沿 革	1990年9月 北斗監査法人設立 1999年10月 東京赤坂監査法人と合併、東京北斗監査法人に名称変更 2006年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更 2011年7月 明澄監査法人と合併 2014年7月 明和監査法人と合併 現在に至る
概 要	<出資金> 161,000千円 <構成人員> 社員(公認会計士) 46名(うち代表社員11名) 職員(公認会計士) 166名 (試験合格者) 56名 (その他) 37名 計 305名
国 際 業 務	Nexia International(ネクシア・インターナショナル)に加盟
関 与 会 社	340社

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）廃止の承認の件

当社は、2017年6月29日開催の第79 回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）を更新しておりました。本プランの有効期間は、2020年6月開催予定の第82回定時株主総会終結の時までとなっております。

しかし、買収防衛策を巡る近時の動向及び法整備の状況、並びに当社を取り巻く経営環境の変化、即ち昨年より取り組んでおります当社事業構造改革の取組みの中で、2019年1月22日付で第三者割当増資の実行に伴い、ダイヤモンド電機株式会社が当社議決権の66.9%を保有することになったこと等について慎重に検討いたしました結果、本プランを継続する必要性が相対的に低下していると判断いたしました。

従いまして、本プランの有効期間の満了前ではありますが、本プラン廃止の承認をお願いするものです。

なお、当社は、本プラン廃止後も、当社株式の大量取得を行おうとする者については、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適宜適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値・株主の皆様の共同の利益の一層の確保・向上に努めてまいります。

第4号議案 当社とダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

当社とダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社（以下「ダイヤモンドエレクトリックHD」といいます）は、2019年10月1日（予定）を効力発生日として、ダイヤモンドエレクトリックHDを完全親会社とし、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を行うことについて合意し、2019年5月27日に開催されたそれぞれの取締役会の決議に基づき、同日をもって、本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます）を締結いたしました。

つきましては、本議案において本株式交換契約のご承認をお願いいたしたく存じます。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である2019年10月1日（予定）をもって、当社はダイヤモンドエレクトリックHDの完全子会社となり、これに先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます）市場第一部の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て2019年9月27日に上場廃止（最終売買日は2019年9月26日）となる予定です。また、この前提ではありますが、ダイヤモンドエレクトリックHDは、東京証券取引所の上場基準を満たした場合に、2019年10月1日付で一部指定を予定しております。

本株式交換を行う理由、本株式交換の内容の概要等その他本議案に関する事項は次のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

ダイヤモンドエレクトリックHD並びにダイヤモンドエレクトリックHDの子会社及び関連会社（以下「ダイヤモンドエレクトリックHDグループ」といいます）は、ダイヤモンドエレクトリックHDからの経営指導を通じた統括管理の下、自動車機器と電子制御機器に関する事業活動を行っております。昨今のダイヤモンドエレクトリックHDグループを取り囲むマーケティング環境は、自動車機器業界における電動化に向けた技術革新が目覚ましいことに加え、電子・車載電装事業に関しては、持続可能な社会の実現に向けて、エネルギー変換効率向上といった高付加価値ニーズが高まっております。ダイヤモンドエレクトリックHDグループは、このような環境で継続的な維持・発展を遂げるべく、中期経営計画として「D S A 2 0 2 1」を掲げ、特に電子・車載電装事業を経営基盤として強固なものにすることを経営課題の一つとしてとらえております。

一方、当社は、1915年の創業以来、電子機器用変成器、電子機器用電源機器・部品製造に関する事業活動を行う海外にも多数の拠点を有するグローバル企業であります。近年では太陽光発電用パワーコンディショナにおいて高効率な製品の開発に成功する等、技術開発分野に注力しており、太陽光発電に係る需要急増を好機に2014年までには急速に事業拡大を行いましたが、再生可能エネルギーの規制強化等による国内市場の縮小に加え、

海外市場におけるパワーコンディショナ拡販や、M&Aによる事業規模拡大を企図したものの、ともに当初見込みから大きく乖離し、立ち上がり不足による赤字が続いたこと等により経営環境が悪化した結果、2018年6月25日の当社の「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」の通り、事業再生が重要な経営課題となっておりました。このような状況において、当社とダイヤモンドエレクトリックHDグループは協業の可能性について継続的に検討してまいりました。

検討の結果、当社とダイヤモンドエレクトリックHDグループは、エレクトロマグネティクス技術やパワーエレクトロニクス技術といった技術基盤に共通性を有すること、また、コイル製品やパワーコンディショナ等の製品群が共通領域にあること、さらに、ダイヤモンドエレクトリックHDグループが長年培ってきた自動車機器事業において、当社と協業できる可能性があること等から、両社の関係強化が相互の企業価値の向上に繋がるとの判断の下、2018年11月19日、ダイヤモンドエレクトリックHDの「当社連結子会社による田淵電機株式会社の第三者割当増資引受（孫会社の異動）に関するお知らせ」の通り、ダイヤモンドエレクトリックHDの完全子会社であるダイヤモンド電機が当社の議決権の66.90%にあたる株式を引き受ける第三者割当増資を行いました。

上記第三者割当増資後、当社とダイヤモンド電機株式会社(以下、「ダイヤモンド電機」といいます)は、ダイヤモンドエレクトリックHDの傘下にある同一グループ企業の一員として、特にパワーコンディショナ製品についての技術提携と営業戦略上の連携をとる一方、役員及び管理部門の人的交流を通じてシナジー実現に向けた方策を精力的に行い、当社の財務体質の改善のための効率的な事業運営に努めてきました。

前述の第三者割当増資引受けの際、当社の上場を継続維持することをダイヤモンド電機は表明していましたが、ダイヤモンドエレクトリックHDの完全子会社となることにより経営資源の結集をさらに強化することが、両社が保有するコア技術の蓄積・共有や販売チャネルの相互活用など経営資源を迅速に効率よく運用でき、その結果として当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDグループ各社の企業価値向上に繋がるとの判断を行い、本株式交換を実施することによりダイヤモンドエレクトリックHDの完全子会社となることといたしました。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社がダイヤモンドエレクトリックHDとの間で締結した本株式交換契約の内容は、後記の別紙に掲げる「株式交換契約書（写）」に記載の通りです。

3. 会社法施行規則第184条に定める内容の概要

交換対価の相当性に関する事項

本株式交換に係る割当ての内容

	ダイヤモンドエレクトリックHD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.1
本株式交換により交付する株式数	ダイヤモンドエレクトリックHD 普通株式：4,050,264株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

ダイヤモンドエレクトリックHDは、本株式交換に際して、本株式交換の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」といいます）における当社株主の皆様（ダイヤモンドエレクトリックHDが本株式譲渡によって保有することとなる当社の株式63,829,787株については、本株式交換による株式の割当ては行わないため、ダイヤモンドエレクトリックHDを除きます）に対して、その有する当社の普通株式1株について、ダイヤモンドエレクトリックHDの普通株式0.1株を割当交付します。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます）は、本株式交換契約に従い、算定基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するダイヤモンドエレクトリックHDの株式数

本株式交換により割当交付するダイヤモンドエレクトリックHDの株式数は、合計で4,050,264株となる予定で、ダイヤモンドエレクトリックHDは、本株式交換に際し、ダイヤモンドエレクトリックHDが保有する自己株式（2019年5月27日時点45,543株）を充当するとともに、不足分について新たに株式の発行を行う予定であります。

(注3) 単元未満株の取扱い

本株式交換に伴い、ダイヤモンドエレクトリックHDの単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主の皆様の新たな発生が見込まれますが、金融商品取引市場において当該単元未満株式を売却することはできません。ダイヤモンドエレクトリックHDの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、本効力発生日以降、(i) 会社法第192条第1項の規定及びダイヤモンドエレクトリックHDの株式取扱規則の規定に基づく単元未満株式の買取制度（保有する単元未満株式をダイヤモンドエレクトリックHDが買い取る制度）並びに（ii）会社法第194条第1項およびダイヤモンドエレクトリックHDの株式取扱規則の規定に基づく単元未満株式の買増制度（保有する単元未満株式の数とあわせて1単元株式数（100株）となる数の株式をダイヤモンドエレクトリックHDから買い増す制度）

をご利用いただくことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により、当社の株主の皆様へに交付するダイヤモンドエレクトリックHDの普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記3.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載した本株式交換比率の決定にあたっては、下記4.(3)①「独立した第三者算定機関からの「株式交換比率算定書」の取得」に記載の通り、当社は株式会社ベルダコンサルティング（以下「ベルダコンサルティング」といいます）を、ダイヤモンドエレクトリックHDは深井コンサルティング株式会社（以下「深井コンサルティング」といいます）をそれぞれ株式交換比率算定の第三者算定機関として選定いたしました。

下記4.(3)②「独立した法律事務所からの助言の取得」に記載の通り、当社は、当社及びダイヤモンドエレクトリックHDと利害関係を有しない法務アドバイザーの至心法律事務所を、ダイヤモンドエレクトリックHDは、当社及びダイヤモンドエレクトリックHDと利害関係を有しない法務アドバイザーの弁護士法人京阪藤和法律事務所（以下「京阪藤和法律事務所」といいます）をそれぞれ選定し、法的助言を受けております。なお、両法務アドバイザーは、当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDのそれぞれの代理人も兼ねております。

当社は、下記4.(3)①「独立した第三者算定機関からの「株式交換比率算定書」の取得」及び4.(3)②「独立した法律事務所からの助言の取得」に記載の通り、第三者算定機関であるベルダコンサルティングから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである至心法律事務所からの法的助言、ダイヤモンドエレクトリックHDに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を勘案し、当社及びダイヤモンドエレクトリックHDとの間で利害関係を有しない外部の有識者で構成される第三者委員会（詳細については、下記4.(4)②「当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの意見書の取得」に記載の通りです）から受領した意見書も参考にし、上記の当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDのそれぞれの代理人を通じて、慎重に協議を重ね検討いたしました。

その結果、本株式交換比率は、下記4.(2)②「算定の概要」に記載の通り、ベルダコンサルティングから受領した株式交換比率の算定結果の範囲内であり、当社の株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、2019年5月27日に開催されたそれぞれの取締役会にて本株式交換を行うことを決定し、当社及びダイヤモ

ンドエレクトリックHDの間に本株式交換契約を締結しました。

(2)算定に関する事項

①算定機関の名称及び当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDとの関係

当社の第三者算定機関であるベルダコンサルティング、ダイヤモンドエレクトリックHDの第三者算定機関である深井コンサルティングは、いずれも当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDからは独立した算定機関であり、当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係はありません。

②算定の概要

上記4.(1)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載の通り、当社及びダイヤモンドエレクトリックHDは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社はベルダコンサルティングを、ダイヤモンドエレクトリックHDは深井コンサルティングを第三者算定機関としてそれぞれ選定し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下内容を含む「株式交換比率算定書」を取得いたしました。

当社の第三者算定機関であるベルダコンサルティング並びにダイヤモンドエレクトリックHDの第三者算定機関である深井コンサルティングは、株式交換比率の算定のための採用方式として、それぞれ市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます）を採用いたしました。

市場株価法の採用理由は、市場株価法が市場株価の分析により株主価値を評価する手法であり、当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDがともに東京証券取引所市場に上場していることから同手法を採用いたしました。また、DCF法の採用理由は、DCF法が将来の収益力に基づき企業価値を算定する理論的な手法と考えられていることから、当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDの将来の事業価値評価を通じて適正な企業価値を算定評価するために採用いたしました。ダイヤモンドエレクトリックHD株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による当社の算定結果は以下の通りであります。

(当社の株式交換比率の算定結果)

採用手法	ベルダコンサルティング	深井コンサルティング
市場株価法	0.109～0.116	0.109～0.116
DCF法	0.059～0.140	0.031～0.117

ベルダコンサルティングは、市場株価法では、当社について、2019年5月24日を基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日から遡る1週

間、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の各期間の終値の単純平均値を用いて評価を行いました。また、ダイヤモンドエレクトリックHDについても同様に、2019年5月24日を基準日として、同社株式の東京証券取引所第二部における基準日から遡る過去1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値の単純平均値を用いて評価を行いました。

その結果、株式交換比率は、0.109～0.116として算定しております。

DCF法では、当社について、2020年3月期から2024年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した当社連結の財務予測に基づき、当社グループが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。また、ダイヤモンドエレクトリックHDについても同様に、2020年3月期から2024年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮したダイヤモンドエレクトリックHD連結の財務予測に基づき、ダイヤモンドエレクトリックHDグループが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。

その結果を基に株式交換比率を0.059～0.140として算定しております。

ベルダコンサルティングは、本株式交換比率の算定に際して、当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDからの提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社並びにダイヤモンドエレクトリックHD及び両社の各関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼を行っておりません。

ベルダコンサルティングの株式交換比率の算定は、2019年5月24日までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDの財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

ベルダコンサルティングが上記DCF法の算定の基礎とした当社の将来の財務の見通しにおいて、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、蓄電ハイブリッドシステムの拡販等により、計画初年度となる2019年度の営業利益額は180百万円（前事業年度1,634百万円損失）、2020年度の営業利益額は560百万円（前事業年度比99.0%増）、2021年度の営業利益額は1,200百万円（前事業年度比20.6%増）、2022年度の営業利益額は1,458百万円（前事業年度比21.5%増）、2023年度の営業利益額は1,798百万円（前事業年度比23.3%増）にまで伸長すると見込んでおります。同じく、ベルダコンサルティングが上記DCF法の算定の

基礎としたダイヤモンドエレクトリックHDの将来の財務の見通しにおいて、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、蓄電ハイブリッドシステムの拡販や点火コイルのシェア拡大等により、計画初年度（2019年度）営業利益額は200百万円（前事業年度比66.4%減）、2020年度営業利益額は1,000百万円（前事業年度比400.0%増）、2021年度営業利益額は1,100百万円（前事業年度比10.0%増）、2022年度営業利益額は2,300百万円（前事業年度比109.1%増）、2023年度営業利益額は4,430百万円（前事業年度比92.6%増）にまで伸長すると見込んでおります。なお、今回のDCF法の算定の基礎とした当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDの財務予測は、本株式交換の実施を前提としたものではありません。

一方、深井コンサルティングは、市場株価法では、当社について、2019年5月24日を基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日から遡る1週間、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の各期間の終値の単純平均値を用いて評価を行いました。また、ダイヤモンドエレクトリックHDについても同様に、2019年5月24日を基準日として、ダイヤモンドエレクトリックHD株式の東京証券取引所市場第二部における基準日から遡る1週間、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の各期間の終値の単純平均値を用いて評価を行いました。

その結果、株式交換比率は、0.109～0.116として算定しております。

DCF法では、当社について、2020年3月期から2024年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した当社連結の財務予測に基づき、当社グループが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。また、ダイヤモンドエレクトリックHDについても同様に、2020年3月期から2024年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮したダイヤモンドエレクトリックHD連結の財務予測に基づき、ダイヤモンドエレクトリックHDグループが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。

その結果を基に株式交換比率を0.031～0.117として算定しております。

深井コンサルティングは、本株式交換比率の算定に際して、当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDからの提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社並びにダイヤモンドエレクトリックHD及び両社の各関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼を行っておりません。

深井コンサルティングの株式交換比率の算定は、2019年5月24日までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDの財務予測については、各社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

深井コンサルティングが上記DCF法の算定の基礎とした当社の将来の財務の見通しにおいて、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的な内容につきましては、上記ベルダコンサルティングにおける記述箇所をご参照下さい。

同じく、深井コンサルティングが上記DCF法の算定の基礎としたダイヤモンドエレクトリックHDの将来の財務の見通しにおいて、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的な内容につきましては、上記ベルダコンサルティングにおける記述箇所を参照下さい。

なお、今回のDCF法の算定の基礎とした当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDの財務予測は、本株式交換の実施を前提としたものではありません。

③上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換契約の結果、効力発生日である2019年10月1日をもって、ダイヤモンドエレクトリックHDは当社の発行済株式の全部を取得する予定です。それに先立ち、当社の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て2019年9月27日に上場廃止（最終売買日は2019年9月26日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所において当社の普通株式を取引することはできなくなりますが、本株式交換の対価であるダイヤモンドエレクトリックHDの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後においても、本株式交換の対価として割当交付されるダイヤモンドエレクトリックHDの普通株式は東京証券取引所において取引が可能となることから、当社の株主の皆様のうちダイヤモンドエレクトリックHDの普通株式を100株以上割当交付される株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、当社の株主の皆様のうち、ダイヤモンドエレクトリックHDの普通株式を100株未満を割当交付される株主の皆様においては、単元未満株式となるため、金融商品取引市場において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様には、ご希望により、単元未満株式の買取請求又は単元未満株式の買増請求の制度をご利用いただけます。これらの取扱いの詳細については、上記3.の（注3）「単元未満株式の取扱い」を参照ください。また、本株式交換にともない、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記3.の（注4）「1株に満たない端数の処理」を参照ください。

なお、当社の株主の皆様には、最終売買日である2019年9月26日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する当社の普通株式を従来どおり取引するこ

とができます。

(3) 公正性を担保するための措置

本株式交換においては、当社は2019年5月27日まではダイヤモンドエレクトリックHDの完全子会社であるダイヤモンド電機の子会社であり、2019年5月27日以降は株式譲渡により、ダイヤモンドエレクトリックHDが当社の株式の議決権638,297個（議決権保有割合66.90%）を保有するダイヤモンドエレクトリックHDの子会社に該当するため、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下の通り公正性を担保する措置を講じております。

①独立した第三者算定機関からの「株式交換比率算定書」の取得

当社及びダイヤモンドエレクトリックHDは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社はベルダコンサルティングを、ダイヤモンドエレクトリックHDは深井コンサルティングを第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を取得しました。算定書の概要につきましては、上記4.（2）②「算定の概要」を参照ください。なお、当社及びダイヤモンドエレクトリックHDは、第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

②独立した法律事務所からの助言の取得

当社は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして至心法律事務所を、ダイヤモンドエレクトリックHDは、本株式交換に関する法務アドバイザーとして京阪藤和法律事務所をそれぞれ選任し、各法務アドバイザーから当社あるいはダイヤモンドエレクトリックHDとしての意思決定方法及び過程並びに本株式交換に関する諸手続等に関する法的助言を受けております。なお、至心法律事務所並びに京阪藤和法律事務所は、当社及びダイヤモンドエレクトリックHDから独立しており、かつ記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(4) 利益相反を回避するための措置

本株式交換において当社は、上記4.（3）「公正性を担保するための措置」に加え、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

①利害関係を有する疑いの取締役（監査等委員を含む）を除く監査等委員全員の異議がない旨の意見

2019年5月27日開催の当社における監査等委員会では、第三者算定機関の報告書、法務アドバイザーからの法的助言に加えて、第三者委員会の意見書を参考に本株

式交換に関する審議を行い、ダイヤモンドエレクトリックHDにおける監査等委員会では、第三者算定機関の報告書や法務アドバイザーからの法的助言を参考に本株式交換に関する審議を行い、本株式交換契約に関して異議がない旨の確認を各監査等委員会で行っております。

②当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの意見書の取得

当社は、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、2019年4月2日に、当社及びダイヤモンドエレクトリックHDとの間で利害関係を有しない外部の有識者である山口利昭弁護士（山口利昭法律事務所）、砂川伸幸大学教授（京都大学経営管理大学院）、伊藤美通彦公認会計士（株式会社FAS会計事務所）の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます）を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(a) 本株式交換の目的は正当であり、当社の企業価値の向上に資するか、(b) 本株式交換における交換条件（株式交換比率等本株式交換により当社の少数株主の皆様へ交付される対価に係る条件を含む）の公正性が確保されているか、(c) 本株式交換において、公正な手続を通じた当社の少数株主の皆様の利益に対する配慮がなされているか、(d) これらを踏まえ、本株式交換に係る意思決定が当社の少数株主の皆様にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、2019年4月2日以降、2019年5月25日までに会合を合計8回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて臨時協議を行う等、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討に当たり、ダイヤモンドエレクトリックHDから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けております。また、当社の法務アドバイザーである至心法律事務所からの本株式交換に係る当社取締役会の意思決定方法及び過程等に関する説明を受けております。

第三者委員会は、かかる経緯の下、上記の説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換に係る意思決定は、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を、2019年5月26日付で当社の取締役会に提出いたしました。

③本株式交換契約の承認につきましては、利害関係を有しない取締役監査等委員が当社並びにダイヤモンドエレクトリックHDの各取締役会において慎重に審議を行い、2019年5月27日付で決議いたしました。なお、両社における各取締役会のすべての取締役（但し、代表取締役社長CEO 小野 有理を除く）による決議についても同日付で行っております。

(5)ダイヤモンドエレクトリックHDの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するダイヤモンドエレクトリックHDの資本金及び準備金の額は、以下の通りです。

(資本金の額)	0円
(資本準備金の額)	会社計算規則第39条の規定に従って別途当社が定める額
(利益準備金の額)	0円

上記の資本金及び準備金の額は、法令及びダイヤモンドエレクトリックHDの資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

(6)交換対価について参考となるべき事項

① ダイヤモンドエレクトリックHDの定款の定め

ダイヤモンドエレクトリックHDの定款は、株式会社日本取引所グループのウェブサイトの上場会社情報 (<https://www.jpx.co.jp/>) よりご確認ください。
証券コードは6699となります。

② 交換対価の換算の方法に関する事項

イ. 交換対価を取引する市場

ダイヤモンドエレクトリックHDの普通株式は、東京証券取引市場第二部において取引されております。

ロ. 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

ダイヤモンドエレクトリックHDの普通株式は、全国の各金融商品取扱業者(証券会社等)において取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

ハ. 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

③ 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換の公表日(2019年5月27日)の前営業日(2019年5月24日)までの1カ月間の東京証券取引所におけるダイヤモンドエレクトリックHDの株価の終値平均は1,007.25円となっております。

なお、東京証券取引所におけるダイヤモンドエレクトリックHDの普通株式の最新の市場価格等につきましては、株式会社日本取引所グループのウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご確認いただけます。

④ ダイヤモンドエレクトリックHDの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

ダイヤモンドエレクトリックHDは、金融商品取引法第24条第1項の規定に

より有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しておりますので、記載を省略いたします。

(7)株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項
該当事項はありません。

(8)ダイヤモンドエレクトリックHDの最終事業年度に係る計算書類等の内容
ダイヤモンドエレクトリックHDの最終事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第16条の定めに基づき、同社ウェブサイト（<https://www.diaelec-hd.co.jp/ir/>）IR情報において掲載しております。

(9)当社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等
該当事項はありません。

(10)株式交換当事会社における最終年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① ダイヤモンドエレクトリックHD

ダイヤモンドエレクトリックHDの完全子会社であるダイヤモンド電機が、第三者割当により引受けた当社の株式63,829,787株について、ダイヤモンド電機からダイヤモンドエレクトリックHDに同株式を譲渡する株式譲渡契約を2019年5月27日付で締結し、同日付で当社はダイヤモンド電機の子会社からダイヤモンドエレクトリックHDの子会社となりました。

② 当社

当社につきましては、上記親会社の変更以外に該当する事項はありません。

別紙

株式交換契約書（写）

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と、田淵電機株式会社（以下「乙」という。）とは、株式交換を行うため、次のとおり契約を締結する。

（株式交換）

第1条 甲及び乙は、株式交換により、乙（商号：田淵電機株式会社、住所：大阪市淀川区宮原三丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル）の発行済株式の全部を甲（商号：ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社、住所：大阪市淀川区塚本一丁目15番27号）に取得させる。

（株式交換に際して交付する株式）

第2条 甲は、株式交換に際して、乙の株主に対して、乙の株式に代わる金銭等として、第5条に定める効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）が保有する乙の株式数の合計数に0.1（ただし、1に満たない数を切り捨てる。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

（甲の資本金及び準備金の額）

第3条 本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

（株式の割当て）

第4条 甲は、株式交換に際して、第5条に定める効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（甲を除く。）に対して、その株式に代わる株式として、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.1株の割合をもって割当交付する。

（効力発生日）

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和元年10月1日とする。ただし、本株式交換の手の続の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株式交換承認総会）

第6条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を招集し、本契約書の承認及び株式交換に必要な事項の決議を経るものとする。ただし、株式交換の手の続の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上実行するものとする。

(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙協議の上、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られないとき、又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月27日

甲

大阪市淀川区塚本一丁目15番27号
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO 兼 グループCEO 小野 有理 ㊞

乙

大阪市淀川区宮原三丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル
田淵電機株式会社
代表取締役社長CEO 小野 有理 ㊞

以 上

【添付書類】

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では雇用や所得環境の改善を背景とした堅調な個人消費により景気の回復が続いており、欧州も英国のEU離脱問題が未だ收拾していないものの、回復基調が持続しました。また、中国では米中貿易摩擦を背景に、景気の先行きが不透明な状況が継続しました。わが国経済においては、個人消費や設備投資が堅調に推移し、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況のもと、再生可能エネルギーの規制強化等による国内市場の縮小等により当社の経営環境が悪化し、2018年6月25日に事業再生ADR手続の申請が受理され、また、2018年11月19日にダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の子会社であるダイヤモンド電機株式会社が、当社議決権の66.9%に当たる株式を引き受ける第三者割当増資を行ったこと、また、お取引金融機関の皆様から、主として債務免除の金融支援にご同意いただいたこと等により、当社における重要な経営議題である「事業再生」に向けた取組みをスタートさせることが出来ました。

この結果、当連結会計年度の売上高は23,568百万円（前期比10.8%減）、営業損失は1,634百万円（前年同期は営業損失4,361百万円）、経常損失は1,497百万円（前年同期は経常損失4,432百万円）、金融機関からの債務免除益4,947百万円の特別利益、事業構造改革費用3,426百万円の特別損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は270百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失8,830百万円）となりました。

なお、配当金に関しましては、当期の財政状態、今後の経営環境等、諸般の事情を勘案し、誠に遺憾ではありますが、期末配当は見送りとさせていただきます。

セグメントごとの業績の状況

報告セグメント		第 80 期	第 81 期	前 期 比
変 成 器 事 業	売 上 高	9,743 百万円	9,661 百万円	99.2 %
	営 業 利 益	24	349	1,413.3
電 源 機 器 事 業	売 上 高	16,674	13,906	83.4
	営 業 利 益	△4,228	△1,845	-

(注) 1. △は損失を示しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

① 変成器事業

変成器事業は、売上高は産業機器向けを中心に堅調に推移し、売上高は9,661百万円（前期比0.8%減）、営業利益は349百万円となりました。

② 電源機器事業

電源機器事業は、アミューズメント用電源の減少により、売上高は13,906百万円（前期比16.6%減）となりましたが、営業損失は1,845百万円（前年同期は営業損失4,228百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は194百万円であります。主なものはタイ国田淵電機の生産設備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に第三者割当増資による2,999百万円の資金調達を行いました。
当連結会計年度末の有利子負債は4,864百万円となり、前連結会計年度末と比較して5,870百万円減少しました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第78期 (2016年3月期)	第79期 (2017年3月期)	第80期 (2018年3月期)	第81期 (2019年3月期)
売上高 (百万円)	39,103	26,156	26,417	23,568
営業利益 (百万円)	4,916	△3,333	△4,361	△1,634
経常利益 (百万円)	4,704	△3,415	△4,432	△1,497
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,181	△5,782	△8,830	△270
1株当たり当期純利益 (円)	78.72	△143.07	△218.48	△5.33
総資産 (百万円)	36,823	31,844	22,695	18,428
純資産 (百万円)	16,363	9,905	1,277	4,025
1株当たり純資産 (円)	404.86	245.08	31.61	42.18

- (注) 1. △は損失を示しております。
2. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第78期 (2016年3月期)	第79期 (2017年3月期)	第80期 (2018年3月期)	第81期 (2019年3月期)
売上高 (百万円)	29,822	16,309	13,352	12,899
営業利益 (百万円)	3,380	△4,358	△2,924	△1,719
経常利益 (百万円)	3,583	△4,068	△1,986	△1,445
当期純利益 (百万円)	2,288	△6,433	△5,624	△1,267
1株当たり当期純利益 (円)	56.63	△159.18	△139.16	△24.97
総資産 (百万円)	25,657	18,261	14,506	12,439
純資産 (百万円)	11,797	4,822	△822	844
1株当たり純資産 (円)	291.89	119.32	△20.36	8.85

- (注) 1. △は損失を示しております。
2. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 対処すべき課題

国内経済においては、各種政策の効果を背景として緩やかな回復傾向が期待されるものの、米中間の貿易摩擦、英国のEU離脱問題等、海外の政治・経済面の不安定さから引き続き不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況のもと、当社は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の傘下にあるグループ企業の一員として、特にパワーコンディショナ製品についての技術提携と営業戦略上の連携強化、役員及び管理部門の人的交流を通じてシナジー実現に向けた方策を精力的に行い、当社の財務体質の改善のための効率的な事業運営に注力してまいります。

電源機器事業におきましては、太陽光発電用パワーコンディショナは、今後市場の拡大が見込まれる住宅用・蓄電システムへの重点化やOEM製品のラインアップ拡充による安定した売上基盤の構築等により拡販を図ってまいります。また、変成器事業におきましては、エアコン向けリアクタの拡販等により安定的な成長を目指してまいります。

以上により、通期の業績につきましては売上高20,500百万円、営業利益180百万円、経常利益100百万円、親会社株主に帰属する当期純損失300百万円を見込んでおります。

なお、業績見通しは、1米国ドル＝105円、1ユーロ＝123円を前提として策定しております。

この他、中長期的な技術優位性を確保するための国内外研究開発体制の着実な充実、グループ全体で取り組んでいる品質及び生産革新活動により、品質の向上及び原価力の強化を図り、収益基盤の強化に引き続き努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、電子・電気機械器具及び部品の製造並びに販売とこれに付帯関連する事業を営んでおりますが、主要製品は次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品	用 途
変 成 器 事 業	低周波トランス 高周波トランス マグネトロン駆動用トランス 高圧トランス 力率改善用リアクタ 水冷式トランス 大型電磁石 磁場コイル マグネットワイヤ	自然エネルギー変換機器 環境システム機器 デジタルＡＶ機器 情報通信機器 調理・空調機器 アミューズメント機器 産業機器 ヘルスケア・医療機器 輸送機器
電源機器事業	パワーコンディショナ 蓄電ハイブリッドシステム 各種スイッチング電源 ＡＣアダプタ バッテリーチャージャ マグネトロン駆動用インバータ ランプドライブ用電子安定器 ＬＥＤ照明用電源 各種機器の組立	

(7) 主要な事業所（2019年3月31日現在）

- ① 当社
 - 本 社 （大阪市）
 - 東 京 支 社 （東京都千代田区）
- ② 主要な子会社
 - 田淵電子工業株式会社 （栃木県大田原市）
 - タイ国田淵電機 （タイ国 チャチェンサオ県）
 - 上海田淵変圧器有限公司 （中国 上海市）
 - 香港田淵電機有限公司 （中国 香港特别行政区）
 - 東莞田淵電機有限公司 （中国 広東省）
 - ベトナム田淵電機 （ベトナム バクニン省）
 - 米 国 田 淵 電 機 （米国 カリフォルニア州）

(8) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
2,877名	487名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（415名）を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	192 名	113名減	44.1 歳	12.7 年
女 性	22	23名減	35.1	6.8
合計又は平均	214	136名減	43.1	12.1

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者（14名）を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況（2019年3月31日現在）

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
ダイヤモンド電機株式会社	333百万円	66.9%	役員の兼務、 出向者の派遣等

(注) ダイヤモンド電機株式会社は、2019年1月22日付で当社の普通株式63,829,787株
(議決権比率66.9%) 保有しており、当社の親会社であります。

親会社との取引に関する事項

- イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。
- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
当社は親会社より取締役及び監査役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、独立した社外取締役を含む取締役会で公正な議論を経て決定しております。
- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
田 淵 電 子 工 業 株 式 会 社	282百万円	100.0%	電源機器の製造販売
タ イ 国 田 淵 電 機	100百万円	100.0	変成器、電源機器の製造販売
香 港 田 淵 電 機 有 限 公 司	72百万香港ドル	100.0	変成器、電源機器の販売
東 莞 田 淵 電 機 有 限 公 司	5,000千円	(間接) 100.0	変成器、電源機器の製造販売
上 海 田 淵 変 圧 器 有 限 公 司	6,500千円	100.0	変成器の製造販売
ベ ト ナ ム 田 淵 電 機	5,000千円	(間接) 100.0	変成器の製造販売

③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(10) その他の重要な関連会社の状況 (2019年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
韓 国 ト ラ ン ス 株 式 会 社	3,760百万ウォン	44.2%	変成器及びマグネットワイヤの製造販売
江 西 碧 彩 田 淵 変 圧 器 有 限 公 司	25,000千円	(間接) 50.0%	変成器の製造販売

(注) 韓国トランス株式会社及び江西碧彩田淵変圧器有限公司は持分法適用会社であります。

(11) 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,625百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	959百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	713百万円

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(12) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つに据え、業績と財務状況を総合的に勘案し、安定配当の維持を目指す考えであります。

また、内部留保金につきましては、将来の成長分野への重点投入、さらには海外展開や環境対策などに活用するとともに、連結経営基盤の一層の強化を通じて、株主の期待に応えてまいり所存であります。

なお、当期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送らせていただきました。また、次期の配当につきましては、業績の推移を踏まえ決定することとし、現時点では無配とさせていただきます。株主の皆様におかれましては、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年6月25日に事業再生ADR手続の申請を行い、事業構造改革に取り組んでまいりました。その過程で、2018年11月19日にダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の子会社であるダイヤモンド電機株式会社が、当社の議決権の66.9%に当たる株式を引き受ける第三者割当増資を行ったこと、また、お取引金融機関の皆様から、主として債務免除の金融支援にご同意いただいたこと等により、当社における重要な経営議題である「事業再生」に向けた取組みをスタートさせることができました。また、2019年3月28日に開催されました臨時株主総会決議に基づき、同日付で、監査等委員会設置会社に移行しております。

よって、事業報告の記載に関しましては、2019年3月28日以前の監査役会設置会社の体制での報告となっております。

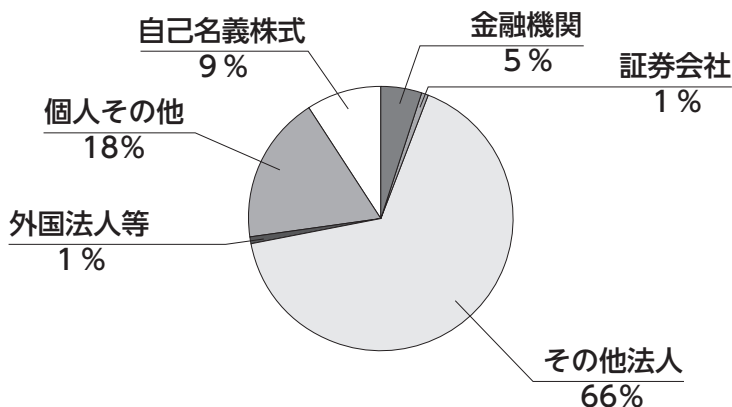
2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 104,332,436株（うち自己株式8,909,460株）
 (3) 株 主 数 9,649名
 (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
ダイヤモンド電機株式会社	63,829	66.89
美登里株式会社	2,824	2.95
株式会社みずほ銀行	1,868	1.95
日本証券金融株式会社	872	0.91
田 淵 暉 久	803	0.84
ミヨシ電子株式会社	635	0.66
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	625	0.65
株式会社三井住友銀行	600	0.62
J F E スチール株式会社	575	0.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	539	0.56

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数8,909,460株を控除した発行済株式総数95,422,976株により算出しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

株式分布状況



3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	小 野 有 理	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 代表取締役社長CEO 兼グループCEO ダイヤモンド電機株式会社 代表取締役社長CEO 執行役員会議長
取 締 役	前 田 真 澄	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 取締役専務執行役員グループCOO ダイヤモンド電機株式会社取締役専務執行役員COO 新潟ダイヤモンド電子株式会社取締役
取 締 役	長 谷 川 純	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 取締役常務執行役員グループCCO ダイヤモンド電機株式会社取締役常務執行役員CCO 内部統制担当、安全担当 新潟ダイヤモンド電子株式会社監査役
取 締 役 (監査等委員・常勤)	入 江 正 孝	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 取締役監査等委員
取 締 役 (監査等委員)	笠 間 士 郎	第一稀元素化学工業株式会社常勤監査役
取 締 役 (監査等委員)	宮 本 和 俊	
取 締 役 (監査等委員)	岡 本 大 典	松柏法律事務所パートナー

(注) 1. 当社は2019年3月28日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。

2. 取締役（監査等委員）笠間士郎、宮本和俊、岡本大典の3氏は社外取締役であります。

なお、笠間士郎及び岡本大典の2氏と重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

3. 取締役（監査等委員）笠間士郎氏は、銀行において長年金融業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。

4. 当社は、取締役（監査等委員）笠間士郎、宮本和俊、岡本大典の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、入江正孝氏を常勤の監査等委員に選定しております。

6. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 就任

代表取締役 小野有理、取締役 前田真澄、長谷川純の3氏は、2018年12月18日付で

選任され、2019年1月22日付で就任しております。

入江正孝、宮本和俊、岡本大典の3氏は2018年12月18日付で監査役に選任され、2019年1月22日付で就任しております。なお、当社が2019年3月28日付で監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、監査役 入江正孝、宮本和俊、岡本大典の3氏は任期満了により退任し、2019年3月28日付で入江正孝、笠間士郎、宮本和俊、岡本大典の4氏は、取締役（監査等委員）に選任され就任しております。

坂本幸隆氏は、2018年6月28日開催の定時株主総会において取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 退任

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
代表取締役 会長	田 淵 暉 久		2018年12月18日
代表取締役 社長	貝方士 利浩	執行役員会議長	2019年1月22日
取 締 役	阪 部 茂 一	副社長執行役員 グループCTO 技術開発本部統括	2019年1月22日
取 締 役	佐々野 雅雄	常務執行役員 経営管理本部統括	2019年1月22日
取 締 役	坂 本 幸 隆	常務執行役員 事業総括 エネルギー・ソリューション事業本部統括	2019年1月22日
取 締 役	塩 津 晴二、		2018年6月28日
取 締 役	早 野 利 人	公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成 財団顧問 日本軽金属ホールディングス株式会社社外取 締役	2019年1月22日
取 締 役	逢 坂 清 治	T D K 株式会社取締役専務執行役員	2018年11月7日
監 査 役	尾 崎 利 明	常勤	2019年1月22日
監 査 役	林 浩 志	税理士（林税理士事務所 所長）	2019年1月22日
監 査 役	石 田 昭	株式会社京写社外監査役 フジッコ株式会社社外取締役（監査等委員）	2019年1月22日

(注) 1. 取締役 田淵暉久、貝方士利浩、阪部茂一、佐々野雅雄、坂本幸隆、早野利人、

逢坂清治の7氏、監査役 尾崎利明、林浩志、石田昭の3氏は辞任による退任であります。
塩津晴二、氏の氏名の表記は、「塩津晴二、」であります。

- 取締役 塩津晴二、早野利人、逢坂清治の3氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役でありました。
- 当社は、取締役 塩津晴二、早野利人の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりました。
- 当社は、監査役 林浩志、石田昭の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりました。
- 取締役 早野利人、逢坂清治の2氏、監査役 林浩志、石田昭の2氏の辞任時の重要な兼職及び当社との関係は以下のとおりであります。

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社との関係
社外取締役	早 野 利 人	公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団	顧 問	特別の利害関係はありません。
		日本軽金属ホールディングス株式会社	社 外 取 締 役	特別の利害関係はありません。
	逢 坂 清 治	T D K 株式会社	取 締 役 専 務 執 行 役 員	材料仕入等の取引関係があり、資本業務提携に関する合意書を締結しておりましたが、2018年11月7日をもって資本業務提携を解消いたしました。
社外監査役	林 浩 志	林税理士事務所	税 理 士	特別の利害関係はありません。
	石 田 昭	公認会計士・税理士 石田昭事務所	公 認 会 計 士 税 理 士	特別の利害関係はありません。
		株式会社京写	社 外 監 査 役	特別の利害関係はありません。
		フジッコ株式会社	社 外 取 締 役 (監査等委員)	特別の利害関係はありません。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	徳 原 英 真	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社常務執行役員グループCFO ダイヤモンド電機株式会社常務執行役員CFO
常務執行役員	西 川 勇 介	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社常務執行役員グループCMO 兼 グループCIO ダイヤモンド電機株式会社常務執行役員CMO兼CIO兼海外事業推進本部長
常務執行役員	森 信 太 郎	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社常務執行役員グループCTO ダイヤモンド電機株式会社常務執行役員CTO
常務執行役員	空 本 豊	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社常務執行役員グループCAO ダイヤモンド電機株式会社常務執行役員CAO 管理統括本部長
執 行 役 員	岩 野 功 史	技術連携本部長
執 行 役 員	坂 本 幸 隆	エネルギー・ソリューション事業本部長
執 行 役 員	真 鍋 政 尚	エネルギー・ソリューション事業本部 副本部長

(注) 当事業年度中の執行役員の異動は、次のとおりであります

1. 徳原英真、西川勇介、森信太郎、空本豊、岩野功史の5氏は、2019年1月22日付で執行役員に就任いたしました。
2. 真鍋政尚氏は、2018年6月28日付で執行役員に就任いたしました。
3. 黒肱正彦氏は、2018年6月28日付で執行役員を退任いたしました。
4. 坂本幸隆、真鍋政尚、杉谷純之介、灘口紀男、高田充人の5氏は、2019年1月22日付で執行役員を退任し、坂本幸隆、真鍋政尚の2氏は同日付で執行役員として再任されました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(監査等委員)笠間士郎、宮本和俊、岡本大典の3氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

(3) 当事業年度に係る当社の取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役 (監査等委員を除く)	11名	103百万円	うち社外取締役 3名 8百万円
取 締 役 (監査等委員)	4名	0百万円	うち社外取締役 3名 0百万円
監 査 役	6名	20百万円	うち社外監査役 4名 7百万円
合 計	21名	123百万円	

- (注) 1. 2019年3月28日開催の臨時株主総会により決定された報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く。）は年額135百万円、2014年6月27日開催の第76回定時株主総会により決議された報酬限度額は、監査役は年額50百万円（うち社外監査役は年額20百万円）であります。
2. 上記の取締役及び監査役の人数には、退任した取締役8名及び監査役3名を含んでおります。
3. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（2019年3月31日現在）

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社との関係
取 締 役 (監査等委員)	笠 間 士 郎	第一稀元素化学工業株式会社	常 勤 監 査 役	特別の利害関係はありません。
	岡 本 大 典	松柏法律事務所	パ ー ト ナ ー	特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役 (監査等委員)	笠 間 士 郎	2019年3月28日就任後、当事業年度に開催された取締役会1回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会1回に出席し、必要に応じて主に経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	宮 本 和 俊	2019年1月22日社外監査役就任後、2019年3月28日取締役（監査等委員）に就任するまでに当事業年度に開催された取締役会3回全て、監査役会3回全てに出席し、また、2019年3月28日取締役（監査等委員）に就任後、当事業年度に開催された取締役会1回に出席、監査等委員会1回に出席し、必要に応じて主に電子機器業界での豊富な経験・実績・知見から発言を行っております。
	岡 本 大 典	2019年1月22日社外監査役就任後、2019年3月28日取締役（監査等委員）に就任するまでに当事業年度に開催された取締役会3回全て、監査役会3回全てに出席し、また、2019年3月28日取締役（監査等委員）に就任後、当事業年度に開催された取締役会1回に出席、監査等委員会1回に出席し、必要に応じて弁護士としての豊富な経験から発言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	早 野 利 人	2019年1月22日に辞任するまでの当事業年度に開催した当事業年度に開催した取締役会20回中19回に出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	逢 坂 清 治	2018年11月7日に辞任するまでの当事業年度に開催した取締役会14回中7回に出席し、必要に応じて、主に主要株主並びに経営者としての観点から発言を行っております。
社外監査役	林 浩 志	2019年1月22日に辞任するまでの当事業年度に開催した取締役会20回中16回に出席し、また監査役会9回全てに出席し、必要に応じて、主に税務及び会計面の専門家としての観点から発言を行っております。
	石 田 昭	2019年1月22日に辞任するまでの当事業年度に開催した取締役会20回中19回に出席し、また、監査役会9回全てに出席し、必要に応じて、主に税務及び会計面の専門家としての観点から発言を行っております。

③ 独立性に関する基準又は方針

当社は、社外取締役の選任にあたり、独立性に関する明確な基準を定めておりませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考とし、社外取締役と当社グループとの利害関係を慎重に調査・検討したうえで、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと、多様な事業分野において経営に関する豊富な知見や専門性の高い知識等を有することを重視して社外取締役を選任しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	86百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、タイ国田淵電機、香港田淵電機有限公司、東莞田淵電機有限公司、上海田淵変圧器有限公司及びベトナム田淵電機は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
3. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が42百万円あります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任する方針です。

この場合、監査等委員会が選任した監査等委員は、解任後最初に招集された株主総会におきまして、会計監査人の解任の旨及び理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性又は独立性を害する事由の発生により、会計監査人の適正な職務の執行に支障があると判断した場合に、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「社是」「経営理念」を経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる諸活動の基本方針と位置づけております。

そして、経営層はもとより社員全員が、その諸活動の遂行にあたり、定款や法令を遵守し正しく適切に行うと同時に、適切で有効な制御機能が図れるような業務体制の構築、維持・改善に努めます。

なお、2019年3月28日に当社は監査等委員会設置会社に移行しておりますが、運用状況に関しましては、それ以前の監査役会設置会社としての報告となっております。

(1) 当社及び当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、2019年3月28日開催の臨時株主総会において、取締役会の監督機能とコーポレートガバナンス体制の強化のため監査等委員会設置会社へ移行しました。取締役会は監

査等委員でない取締役3名と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の7名で構成され、経営方針及び経営戦略などの重要事項について決定し、業務執行状況を監督してその機能強化に努めております。

② 当社グループは、コンプライアンス経営を重要課題の一つとして位置づけております。法令遵守はもとより定款・社内規程及び社会倫理を遵守した誠実な行動をとるための行動基準として「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、当社及び当社グループの全ての役員及び使用人に対して周知することとしております。

③ 当社取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握と改善に努めるとともに、役員及び使用人への教育と啓蒙活動を行っております。

④ 当社監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制と運用についての調査及びその有効性の有無等について、当社取締役会に報告をするものとします。

（当該体制の運用状況）

当社は、法務研修等を通じて役職員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、企業行動規範の遵守誓約書の提出を通じて啓蒙及び周知徹底を図っております。また監査役監査及び内部監査によって、当社及び当社グループの取締役、使用人の職務が法令、定款及び社内規程等に基づき適切に執行されていることを確認しております。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の記録や、各取締役が主催するその他の重要な会議の記録及び各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理しております。

（当該体制の運用状況）

取締役会、執行役員会等の重要な会議の資料及び議事録等は、十分なセキュリティを確保したうえで、常時閲覧可能な当社役員限定の社内ウェブサイト上で適切に管理・保存しております。また、IT部門による情報セキュリティに関する社内研修を実施し情報管理体制の整備を進めております。

（3）当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社及び当社グループは、リスクの把握・認識及び適切な対応を行うため、「リスク

管理規程」を定め、当社取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、カテゴリー毎のリスクについての管理責任者を決定し、重要リスクの洗出し・リスク情報の管理及びリスク対応体制の整備等、定例的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督します。

② 当社及び当社グループは、不測の事態が発生した場合の手続きを含む「危機管理規程」を定め、有事の際には当社取締役社長を本部長とする対策本部を設置し迅速かつ適切な対応が行われる体制を整えることとしております。

③ 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対するリスク管理の状況の監査を行い、当社取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(当該体制の運用状況)

リスク管理委員会の指示のもと、各部門及びグループ各社における重要リスクの洗出し及びリスク情報の共有化を図っております。また、当社従業員を対象に安否情報確認システムの導入を実施し、震度５弱レベルの地震が発生した場合に従業員及び家族の安否が確認できる体制を整えております。

(4) 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社及び当社グループは、定例の取締役会を月１回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。

② 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレートガバナンスの強化を図るとともに、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「子会社管理規程」において、各部門の業務範囲と各職位の権限を明確にし、業務運営の効率化を図っております。

③ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行の検証については、当社及び当社グループの取締役会等において、経営計画に基づいた計画に対し、各担当取締役よりその執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制の検証と見直しを行います。

(当該体制の運用状況)

取締役会から業務執行の委任を受けた執行役員による執行役員会を開催するとともに、組織体制強化の一環として専門職制度を創設し管理職の業務範囲と職務権限の明確化を図り、業務運営の効率化を図っております。

(5) 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおいては、当社の企業行動規範に基づき、グループ会社が一体となった内部統制システムの構築を目指し、各グループ会社において当社に準じたコンプライアンス推進体制を整備させ、当社が必要な教育・研修等を支援します。
- ② グループ会社の管理については、各グループ会社の担当取締役が統括し、各担当取締役が各グループ会社の自主性を尊重しつつ、重要な事項については定期及び都度その報告を求める等により、各グループ会社に対する指導・支援を含めた管理を行います。
- ③ 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対する定期又は臨時に監査を実施し、取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(当該体制の運用状況)

各グループ会社の取締役会を定期的に行い、各社における重要事項の機関決定を行うとともに、事業経営の状況について確認し、必要な指導並びに支援を適切に実施しています。また、監査役監査及び内部監査室により実施した監査結果を各グループ会社社長及び本社代表取締役社長に報告しております。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室長及び室員等をその使用人として指名することができるものとします。
- ② 当社監査役の職務を補助すべく指名された内部監査室の室長及び室員等は、監査役が指定する補助すべき期間中において、指揮権は監査役へ委譲されたものとし、取締役及び上司の指揮命令は受けないものとします。

(当該体制の運用状況)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことは求められておらず、該当事項はありません。

(7) 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査

役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、当社及び当社グループの取締役会等の主要な社内会議に出席し適時報告を受ける体制となっております。
- ② 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に大きな影響を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他当社監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、適時適切な方法により当社監査役に報告をするものとします。
- ③ 当社監査役は、必要性に応じて適時、取締役及び使用人に対して報告を求め、必要と思われるその他の会議に出席し、また書類の閲覧・提出を求めることができるものとします。
- ④ 当社監査役は、内部監査室及び会計監査人等と緊密な連携を保つための定期的な意見交換会の開催等により、当社及びグループ会社の監査の実効性が確保できるものとします。
- ⑤ 当社監査役に報告を行った者に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止するものとします。
- ⑥ 当社監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審査のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(当該体制の運用状況)

監査役は監査方針を含む監査計画を策定し、毎月定時監査役会を開催し監査役間の情報共有を行っております。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して監査役会への出席を求める等、取締役及び使用人との対話を深め会社の状況把握に努めております。さらに毎月開催される取締役会、執行役員会等の主要会議への出席、及び適宜グループ会社への往査を実施するとともに、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。なお、監査役の職務遂行に必要な費用については、監査役の請求に従い審査のうえ速やかに処理しております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、大阪府暴力団排除条例及び政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本方針としております。これを実践するための具体的行動指針として、「企業行動規範」に「反社会的勢力、団体に対しても、毅然たる態度で対応」することを明文化しております。

また、当社は、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力対応規

程」を根拠規程に、コンプライアンス担当役員が統括責任者となって、反社会的勢力対応の基本方針や、運営方針の全社への周知徹底を図っております。総務担当部門を窓口として、地域の警察、企業防衛対策協議会等と緊密に連携し、反社会的勢力対応のための情報収集に努めます。

（当該体制の運用状況）

当社は、所轄警察署と緊密に連携するとともに、企業防衛対策協議会に加盟し、反社会的勢力対応のための体制構築に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大量の株式買付けを行う行為であっても、経済適合性に基づき判断し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付け等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもあり得ます。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の大量買付け等の行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な大量買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買収行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えております。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

当社は、株主の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、下記の取組みを実施しております。これらの取組みは、上記（1）の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(i) 社是・経営理念

当社グループは、「品質を誇る製品の生産で社会に奉仕する」の社是のもと、経営理念として『私達はものづくりを通じてお客様の発展に寄与し、信頼を積み重ね、社会の豊かさに貢献することで、多様に色柄織り成し働く仲間達の物心両面の幸せを追求します。』と定め、企業価値ひいては株主共同利益の向上に努めております。

(ii) 中期経営計画 (DSA2021)の概要

ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループの中期経営計画の中でグループの2021年までの5カ年計画を共有しております。当社は、グループの中で電子機器事業を担っております。具体的には、インバータやコントローラーを中心として制御機器設計から祖業である変成器等パワーエレクトロニクスを中心に多岐に渡るものづくりを展開しております。2018年度の売上は、グループ全体の約30%となっております。

・電子・車載電装事業の売上高比率5割達成

ダイヤモンド電機株式会社との事業統合を進め、電子・車載電装事業でグループ全体の50%を目指します。

- 1) 太陽光発電用パワーコンディショナをコア事業として国内リーディングカンパニーとしての足場をしっかりと築きます。
 - 2) 変成器分野では、多様化するお客様ニーズに応えるために、新たな技術開発を推進します。
 - 3) 拡大するEV/PHEV市場向け「車載充電器」を軸として超小型・高寿命な製品を開発します。
- ・効率的なエネルギーで人々の生活の貢献する会社を目指します。

(iii) コーポレートガバナンスの強化に対する取組み

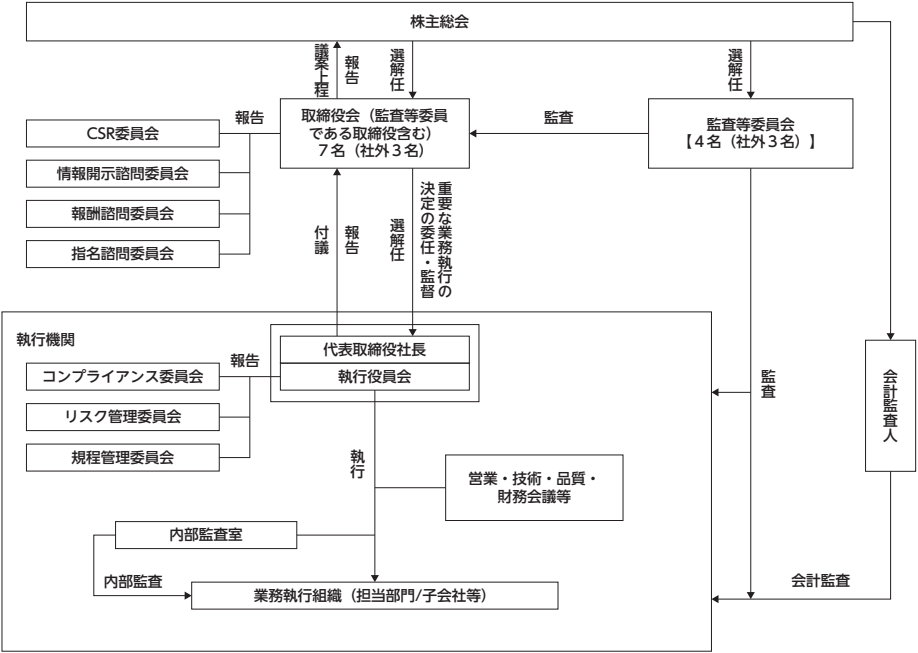
当社は、前述の経営理念及び企業目的のもと、株主の皆様をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、企業価値向上を図るため、コーポレートガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令・定款で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。また、執行役員制度を導入しており、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化を図っております。なお、経営に対する監督機能の強化を図るために、取締役7名のうち社外取締役3名を選任しております。

監査役監査については、実効性を高めるため、法律に関する相当程度の知見を有する社外監査役、及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役をそれぞれ選任しているほか、監査役会と内部監査部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令及び諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づく監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

なお、1. 企業集団の現況に関する事項の(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項にも記載しておりますが、当社は、2018年6月25日に事業再生ADR手続の申請を行い、事業構造改革に取り組んでまいりました。その過程で、2018年11月19日にダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の子会社であるダイヤモンド電機株式会社が、当社の議決権の66.9%に当たる株式を引き受ける第三者割当増資を行ったこと、また、お取引金融機関の皆様から、主として債務免除の金融支援にご同意いただいたこと等により、当社における重要な経営議題である「事業再生」に向けた取組みをスタートさせることが出来ました。また、2019年3月28日に開催されました臨時株主総会決議に基づき、同日付で、監査等委員会設置会社に移行しており、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備状況の模式図



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(3) 不適切な支配の防止のための取組みの概要

当社は、上記（１）の基本方針を実現するための取組みとして、2017年６月29日開催の第79回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新することを、株主の皆様にご承認いただきました。

本プランの概要は以下のとおりですが、詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載の2017年６月２日付のニュースリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください（<http://www.zbr.co.jp/>）。なお、本プランの有効期限は、第79回定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。

本プランの目的は、当社に対し、株式の買付け等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」といいます。）が現れた場合、不適切な買収でないかどうかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止する仕組みを確保することであります。

実際の発動は、買付者等が、持株比率20%以上となると認められる株式買付けを行う場合を対象に、経済合理性に基づいて個別判断を行い、社外者で構成する独立委員会の勧告を受けて、取締役会決議により発動いたします。新株予約権の無償割当てを行う場合には、全ての株主様に持株と同数の新株予約権を割り当てますが、買付者等には予約権行使をできない条件を付して、その持株比率を半減させることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を防衛いたします。

(4) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、上記（１）の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社従業員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 本プランは、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ウェブサイト等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付けを行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに、買付者等の不適切な買付行為による権利行使は認められないとの行使条件及び買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を当社が取得するとの取得条項が付された新株予約権の無償割当て等を、当社が実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断される買収から防衛することが図られております。

② 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省・法務省の2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、さらに、企業価値研究会の2008年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容（買収者に対して金員等の交付を行うべきではない、取締役は責任と規律ある行動をとる等）に沿うものであります。

また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）にも合致するものであります。

③ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又は当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

④ 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は3年間となっており、いわゆるサンセット条項付であります。また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止又は変更の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い廃止又は変更されることになります。以上の意味において、本プランの廃止及び変更は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

⑤ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの施行・運用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために企業価値ひいては株主共同の利益を客観的に判断し、取締役会に勧告する諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外有識者、当社社外監査役又は当社社外取締役の中から選任される委員3名以上により構成されております。

また、当社は本プランの運用に際して、適用される法令又は金融商品取引所規則に従い、本プランの各手続きの進捗状況、又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と考える事項について適時に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で

本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑥ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑦ 第三者専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、各々独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることにより、判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

⑧ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で導入・廃止を決議することから、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を１年とし、毎年の定時株主総会で取締役の全員を選任する制度を採用しており、いわゆる期差任期制を採用していないため、本プランはいわゆるスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産	12,864	I 流 動 負 債	6,072
現金及び預金	4,573	支払手形及び買掛金	2,053
受取手形及び売掛金	3,555	電子記録債権	808
電子記録債権	86	短期借入金	795
商品及び製品	1,865	1年内返済予定の長期借入金	18
仕掛品	284	リース債務	1
原材料及び貯蔵品	1,634	未払金	1,024
その他	864	未払法人税等	59
II 固 定 資 産	5,563	賞与引当金	175
有形固定資産	2,576	製品保証引当金	224
建物及び構築物	1,156	その他の	909
機械装置及び運搬具	801	II 固 定 負 債	8,331
土地	522	長期借入金	4,047
建設仮勘定	19	リース債務	1
その他	76	退職給付に係る負債	552
無形固定資産	109	繰延税金負債	300
投資その他の資産	2,877	資産除去債務	180
投資有価証券	1,514	長期前受収益	3,131
長期貸付金	105	その他	116
退職給付に係る資産	65	負 債 合 計	14,403
繰延税金資産	167		
その他	1,025	(純資産の部)	
貸倒引当金	△1	I 株 主 資 本	4,372
資 産 合 計	18,428	資 本 金	5,111
		資 本 剰 余 金	1,499
		利 益 剰 余 金	△2,217
		自 己 株 式	△21
		II その他の包括利益累計額	△346
		その他有価証券評価差額金	6
		為替換算調整勘定	△370
		退職給付に係る調整累計額	17
		純 資 産 合 計	4,025
		負 債 純 資 産 合 計	18,428

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
I	売上高		23,568
II	売上原価		20,658
III	売上総利益		2,910
III	販売費及び一般管理費		4,544
IV	営業外収益		1,634
	受取利息	8	
	受取配当金	5	
	持分法による投資利益	58	
	為替差益	182	
	その他	5	
		57	318
V	営業外費用		
	支払利息	100	
	支払引当金	15	
	支払手数料	45	
	その他	20	
			181
VI	特別利益		1,497
	固定資産売却益	1	
	投資有価証券売却益	83	
	債権回収益	4,947	
	役員退職慰労金返上益	91	
	子会社株式売却益	182	
5,306			
VII	特別損失		
	子会社株式売却損	270	
	固定資産除売却損	12	
	投資有価証券評価損	71	
	事業構造改革費用	3,426	
	減損損失	101	
			3,882
	税金等調整前当期純損失		73
	法人税、住民税及び事業税	105	
	法人税等調整額	91	
	当期純損失		197
	親会社株主に帰属する当期純損失		270
			270

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	8,288	I 流動負債	4,460
現金及び預金	3,373	支払手形	17
受取手形	225	買掛金	2,376
売掛金	1,887	電子記録債権	13
電子記録債権	40	未払金	1,061
商品及び製品	1,210	未払費用	21
仕掛品	41	未払法人税等	30
原材料及び貯蔵品	114	賞与引当金	93
前払費用	178	製品保証引当金	224
短期貸付金	746	その他の	621
その他の	471	II 固定負債	7,133
II 固定資産	4,150	長期借入金	3,605
有形固定資産	76	退職給付引当金	161
土地	76	繰延税金負債	98
その他の	0	関係会社事業損失引当金	45
投資その他の資産	4,074	長期前受収益	3,137
投資有価証券	113	その他の	84
関係会社株式	1,895	負債合計	11,594
長期貸付金	1,032	(純資産の部)	
破産更生債権等	4,050	I 株主資本	838
長期前払費用	836	資本金	5,111
前払年金費用	35	資本剰余金	1,499
その他の	161	資本準備金	1,499
貸倒引当金	△4,051	利益剰余金	△5,751
資産合計	12,439	利益準備金	177
		その他利益剰余金	△5,929
		繰越利益剰余金	△5,929
		自己株式	△21
		II 評価・換算差額等	6
		その他有価証券評価差額金	6
		純資産合計	844
		負債純資産合計	12,439

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
I	売上高		12,899
II	売上原価		11,412
III	売上総利益		1,486
III	販売費及び一般管理費		3,206
IV	営業外収益		1,719
	受取配当金	22	
	受取替の差益	170	
	受取替の差益	139	
	受取替の差益	35	367
V	営業外費用		
	支払利息	45	
	支払手数料	15	
	支払手数料	19	
	支払手数料	14	94
VI	特別利益		1,445
	投資有価証券売却益	83	
	固定資産売却益	1	
	債権免除益	4,444	
	役員退職慰労金返上益	90	
	債務保証損失引当金戻入額	182	
	貸倒引当金戻入額	3	4,806
VII	特別損失		
	関係会社株式評価損失	1,166	
	減損損失	29	
	固定資産除売却損	0	
	関係会社事業損失引当金繰入額	45	
	投資有価証券評価損	67	
	子会社株式売却損	204	
	事業構造改革費用	1,607	
	貸倒引当金繰入額	1,391	4,512
	税引前当期純損失		1,151
	法人税、住民税及び事業税	64	
	法人税等調整額	51	116
	当期純損失		1,267

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

田淵電機株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 吉村 祥二郎 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奥村 孝司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田淵電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田淵電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

田淵電機株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉村 祥二郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥村 孝司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田淵電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。
計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社は2018年12月18日開催の臨時株主総会の決議により2019年1月22日に全取締役並びに全監査役が交代いたしました。また、2019年3月28日開催の臨時株主総会の決議により監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に機関変更しておりますが、当監査等委員会は前任の監査役会の期中監査の状況を引き継いで監査を継続することで、2018年4月1日から2019年3月31日までの田淵電機株式会社の事業内容、連結計算書類も監査の対象といたしました。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針の内容の概要及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、本株主総会に廃止を提案する取締役会の決議は妥当であると認めます。
- ⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

田淵電機株式会社	監査等委員会
監査等委員	入江正孝 ㊟
監査等委員	笠間士郎 ㊟
監査等委員	宮本和俊 ㊟
監査等委員	岡本大典 ㊟

(注) 監査等委員 笠間 士郎、宮本 和俊、岡本 大典の3氏は社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場

大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号
大阪国際交流センター 大会議室さくら

電話

06-6773-8182



★ 大阪国際交流センター案内板設置場所

交通機関 ●地下鉄 谷町線・千日前線 谷町九丁目駅下車 徒歩約10分
 谷町線 四天王寺前夕陽ヶ丘駅下車 徒歩約8分
 近鉄 大阪上本町駅 徒歩約8分
 ●公共交通機関のご利用にご協力ください。



田淵電機株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。